

令和7度 公文書開示(6月決定分)

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	
1	R7.4.4	R7.6.3	(1) 都が保有する生活保護法関係の審査請求に係る裁決書全て ※認容裁決のみ ※現行の行政不服審査法上のみ (2) 都が保有する生活保護関係裁判に係る判決書全て	847		1					1	1	1		1			(条例第7条第2号) 特定の個人を識別することができるため (条例第7条第3号) 法人等に係る情報で、公にすることにより法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため (条例第7条第4号) 犯罪の予防や秩序の維持に支障をきたすおそれがあるため (条例第7条第6号) 公にすることで、医療機関との信頼関係を損ない、当該提供情報を判断材料として行われる障害年金支給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものにも該当するため	総務局総務部 法務課
2	R7.4.4	R7.6.3	〇〇が警視庁警察官に逮捕されたことを違法な公権力の行使(捜査活動)であるとして東京都を相手方として損害賠償を請求した民事訴訟に係る訴訟記録その他当該訴訟の進行に係る一連の事務処理の過程において東京都知事及びその機関が取得し、又は作成した一切の公文書	942	1														総務局総務部 法務課
3	R7.4.4	R7.6.3	〇〇が警視庁警察官に逮捕されたことを違法な公権力の行使(捜査活動)であるとして東京都を相手方として損害賠償を請求した民事訴訟に係る訴訟記録その他当該訴訟の進行に係る一連の事務処理の過程において東京都知事及びその機関が取得し、又は作成した一切の公文書	942		1					1		1					(条例第7条第2号) 特定の個人を識別することができるため (条例第7条第4号) 印影の偽造等による犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため (条例第7条第4号) 犯罪の予防や秩序の維持に支障をきたすおそれがあるため	総務局総務部 法務課
4	R7.4.4	R7.6.3	〇〇が警視庁警察官に逮捕されたことを違法な公権力の行使(捜査活動)であるとして東京都を相手方として損害賠償を請求した民事訴訟に係る訴訟記録その他当該訴訟の進行に係る一連の事務処理の過程において東京都知事及びその機関が取得し、又は作成した一切の公文書				1				1							(条例第7条第2号) 特定の個人を識別することができるため	総務局総務部 法務課
5	R7.5.21	R7.6.4	懲戒免職処分に関する総務局人事部の対応の正当性の根拠となる全ての公文書(規程・手引きなど)						1		1							(条例第7条第2号) 特定の個人を識別することができるため	総務局人事部 人事課
6	R7.4.8	R7.6.9	都民情報ルーム窓口運営委託に係る ・令和2年度から令和7年度の契約締結決定等通知書 ・令和2年度から令和7年度の入札経過長所 ・令和4年度 個人情報を取り扱う事務に係る委託契約特記事項確認票	399	1														総務局総務部 情報公開課
7	R7.4.8	R7.6.9	令和2年度から令和7年度の都民情報ルーム窓口運営委託に係る委託契約書、契約締結決定等通知書等	399		1					1	1	1		1			(条例第7条第2号) 特定の個人を識別することができるため (条例第7条第3号) 法人等に係る情報で、公にすることにより法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため (条例第7条第4号) 犯罪の予防や秩序の維持に支障をきたすおそれがあるため (条例第7条第6号) 業務外の問い合わせ等への対応により業務に支障を及ぼすおそれがあるため (条例第7条第6号) 公にすることにより、契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	総務局総務部 情報公開課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号		
8	R7.5.28	R7.6.11	東京都の内部通報制度(職員の公益通報制度)について、その運用に関するルール(規定、規程、要綱、運営要領、マニュアルなど名称を問わず、すべて)															条例第18条第2項に規定するインターネットの利用 その他実施機関の定める方法により公表若しくは 提供を行っている情報と同一の情報が記載された 公文書に該当するため	総務局コンプ ライアンス推進 部コンプライア ンス推進課
9	R7.5.28	R7.6.11	東京都の内部通報制度(職員の公益通報制度)について、現時点で改正が決まっていたり改正を 検討していたりする場合は、その内容が分かる文書					1										実施機関では作成及び取得しておらず、存在しな いため	総務局コンプ ライアンス推進 部コンプライア ンス推進課
10	R7.5.28	R7.6.11	東京都の内部通報制度(職員の公益通報制度)について、 その2022年度(令和4年度)以降の改正の履歴がわかる文書(新旧対照表など) 公益通報者保護法に基づいて定められた指針への適合性を検討した際に作成した文書(前記指針 のうち「組織の長らその他幹部からの独立性の確保に関する措置」について検討した際に作成した 文書を含む)	10	1														総務局コンプ ライアンス推進 部コンプライア ンス推進課
11	R7.5.28	R7.6.11	東京都の内部通報制度(職員の公益通報制度)について、だれをいつ「公益通報対応業務従事者」 に指定したかがわかる文書					1							1			(条例第7条第6号) 通報に関する秘密が保持されることや、通報者の 個人情報保護が保護されることを前提とした公益通報 制度に反し、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼ すおそれがあるため	総務局コンプ ライアンス推進 部コンプライア ンス推進課
12	R7.5.29	R7.6.12	・業務系任用の認定責任者と認定基準とその根拠がわかる公文書 ・常勤職員のうち、地公労法の適用を受ける職員の人数とその職種別内訳がわかる公文書 ・会計年度任用職員に対して、労働基本権制約の代償措置を周知や明示した文書や記録がわか る公文書	4	1														総務局人事部 人事課
13	R7.5.29	R7.6.12	業務系任用の認定責任者と認定基準とその根拠がわかる公文書															条例第18条第2項に規定するインターネットの利用 その他実施機関の定める方法により公表若しくは 提供を行っている情報と同一の情報が記載された 公文書に該当するため	総務局人事部 人事課
14	R7.5.29	R7.6.12	・会計年度任用制度の職種系区分(事務系、福祉系など)とその各人数がわかる公文書 ・会計年度任用制度導入以前の一般職及び特別職非常勤制度における職種系区分とその各人数 が分かる公文書 ・技能系会計年度任用職員の人数とその職種別内訳がわかる公文書 ・業務系会計年度任用職員の人数とその職種別内訳がわかる公文書 ・会計年度任用制度導入以前の一般職非常勤に対して、労働基本権制約の代償措置を周知や明 示した文書や記録がわかる公文書 ・「個別労働紛争のあっせん」制度(基本は都道府県の労働委員会が受理するが、東京都では「東 京都労働相談情報センター」が受理)において、東京都が斡旋打診を受けた件数とその案件内容と その結果(斡旋受けたか否か、和解内容など)がわかる公文書						1									実施機関では作成及び取得しておらず、存在しな いため 保存期間の満了に伴い、廃棄したため	総務局人事部 人事課
15	R7.4.9	R7.6.16	特定個人情報保護評価書審査支援業務委託、東京都公文書情報公開システム移行支援等業務 委託、東京都公文書情報公開システムに係る運用支援等業務委託、公文書情報公開システムに 係るクラウド環境の役務提供、都民情報ルーム窓口運営委託、「マイナンバー実務セミナー」への 参加支出、「個人情報保護セミナー」への参加支出、「第21回審査会委員交流フォーラム」への参 加支出、「個人情報保護セミナー(その2)」への参加支出及び「行政コンプライアンスセミナー」への 参加支出に係る文書	474	1														総務局総務部 情報公開課
16	R7.4.9	R7.6.16	特定個人情報保護評価書審査支援業務委託、東京都公文書情報公開システム移行支援等業務 委託、東京都公文書情報公開システムに係る運用支援等業務委託及び公文書情報公開システム に係るクラウド環境の役務提供に係る文書	474		1						1	1	1		1		(条例第7条第2号) 特定の個人を識別することができるため (条例第7条第3号) 法人等に係る情報で、公にすることにより法人等 の事業運営上の地位が損なわれると認められるた め (条例第7条第4号) 犯罪の予防や秩序の維持に支障をきたすおそれ があるため (条例第7条第6号) 業務外の問い合わせ等への対応により業務に支 障を及ぼすおそれがあるため (条例第7条第6号) 公にすることにより、契約事務の適正な遂行に支 障を及ぼすおそれがあるため	総務局総務部 情報公開課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	
17	R7.5.1	R7.6.19	・「令和7年4月から適用する建築保全業務労務単価」の運用に係る特例措置について(通知) ・新労務単価の運用に係る特例措置について(参考) ・契約締結決定等通知書	4	1														総務局総務部 総務課
18	R7.5.1	R7.6.19	庁内警備等業務委託の積算内訳	1		1									1			(条例第7条第6号) 公にすることにより、契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	総務局総務部 総務課
19	R7.6.7	R7.6.20	東京都における土木工事を所管する部署が保有する以下の書類(メモなどを含む)および電磁的記録(メール等も含む)。工事業者が工期中に処分した工事現場で発生した地下埋設物について、処分業者からのマニフェストの到着が工期後になり、東京都への提出が工期後になった場合、資料が工期後の提出になった場合、当該資料に基づき支払いをしたことがある根拠及び資料。					1										実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため	総務局総務部 情報公開課
20	R7.4.27	R7.6.26	総務局都政情報担当部長に係る事務引継書(最も直近のものに限る。)	7		1									1			(条例第7条第6号) 公にすることにより、東京都情報公開審査会及び東京都個人情報保護審査会に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	総務局総務部 情報公開課
21	R7.4.27	R7.6.26	総務局長及び総務局次長に係る事務引継書(最も直近のものに限る。)	108		1						1	1	1	1			(条例第7条第3号) 法人等に係る情報で、公にすることにより法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため (条例第7条第4号) 犯罪の予防や秩序の維持に支障をきたすおそれがあるため (条例第7条第5号) 公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため (条例第7条第6号) 公にすることにより、都の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	総務局総務部 総務課
22	R7.4.27	R7.6.26	総務局総務部長に係る事務引継書(最も直近のものに限る。)	107		1						1	1	1	1			(条例第7条第3号) 法人等に係る情報で、公にすることにより法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため (条例第7条第4号) 犯罪の予防や秩序の維持に支障をきたすおそれがあるため (条例第7条第5号) 公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため (条例第7条第6号) 公にすることにより、都の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	総務局総務部 総務課